

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県訓練手当支給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県が求職者等に対して支給する訓練手当について、雇用対策法施行規則の一部改正及び国の要領改正に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 短期雇用特例被保険者（雇用保険被保険者であって、季節的に雇用される者又は短期の雇用に就くことを常態とする者をいう。）が失業により特例一時金の支給を受けた場合には、離職の日の翌日から起算して6箇月が経過する日と、失業していることについての認定が行われた日から起算して40日（現行 50日）を経過する日のうちいずれか早く到来する日までの間は、訓練手当を支給しない。
- (2) 公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受けている求職者等を訓練手当支給対象者としている規定について、当該公共職業安定所長を県内に所在する公共職業安定所の長に限定することを明記する。
- (3) 雇用対策法施行規則の一部改正に伴い、規則中引用している雇用対策法施行規則の根拠条項を改める。
- (4) 基本手当の支給対象者の居住する地域の級地の区分について、県内の地域については次のとおりとし、県外の地域は労働政策チーム長が別に定めることとする。

級地区分	地域
2 級地	鳥取市
3 級地	鳥取市以外の県内の市町村

- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成20年4月1日とする(4)を除き、公布日とする。

鳥取県立高等技術専門学校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 県内における求人動向の変化にかんがみ、米子高等技術専門校の建築システム科を廃止する。
- (2) 高等技術専門学校へ入校する生徒の実情にかんがみ、入校を許可された者に対して求める提出書類（以下「提出書類」という。）を見直す。

2 規則の概要

- (1) 米子高等技術専門校の建築システム科を廃止する。
- (2) 入校しようとする場合において、短期課程の在職者訓練を除き入校者全員に求めている提出書類の取扱いを次のように改める。
  - ア 保証人の誓約書への連署  
普通課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者及び短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする未成年者についての誓約に限ることとする。
  - イ 健康診断書の提出  
普通課程及び短期課程（総合実務科に限る。）の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者に限ることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

水産業協同組合法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 法が改正され、漁業協同組合等の組合員その他利害関係人等が選任の請求ができる者として監事が加え

られたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

#### 鳥取県立農業大学校管理規則等の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、学生寮への入寮が全寮制から許可制に移行すること等に伴い、所要の改正を行う。

##### 2 規則の概要

###### (1) 鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正

学生寮への入寮の手続等を定める。

###### (2) 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正

大学校の施設の利用申込み等、施設使用料の納付及び減免について定めた規定中、引用している条例の根拠条項を改める。

(3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成20年4月1日とする。

#### 鳥取県海面漁業調整規則の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

漁業法及び水産資源保護法の一部が改正され、規則に定める漁業の許可及び漁業の禁止の規定に違反した者について新たに法の罰則が適用されること等に伴い、所要の改正を行う。

##### 2 規則の概要

###### (1) 漁業の許可及び漁業の禁止の根拠規定の整理

ア 規則で定めている特定の漁業の方法により営む漁業を禁止し、又はこれらの漁業について、知事の許可を受けることとしている規定について、違反者に対して法の罰則の規定が適用されることになることに伴い、根拠規定の整理を行う。

###### (ア) 現 行

規則で定める全ての規制の根拠規定

漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項

(違反者への罰則は規則で規定。6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留又は科料)

###### (イ) 改正後

###### a 規則で定める漁業の禁止及び許可制度の根拠規定

漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項

(違反者への罰則は漁業法及び水産資源保護法で規定。3年以下の懲役、200万円以下の罰金、拘留又は科料)

###### b a以外の規則で認められる制限又は禁止の根拠規定

漁業法第65条第2項及び水産資源保護法第4条第2項

(違反者への罰則は規則で規定。6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留又は科料)

イ 漁業権の内容たる地びき網漁業を営む場合にあっては、許可を要しないものとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

#### 鳥取県内水面漁場調整規則の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

漁業法及び水産資源保護法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 規則の趣旨を定める規定中、引用している漁業法及び水産資源保護法の根拠条項を改める。
- (2) ブラックバス等の移植を禁止している魚種について、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に同様の規定が設けられたことに伴い、移植の禁止規定及び当該規定に係る罰則の規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする(1)を除き、公布日とする。